

奥州市上下水道事業建設工事入札執行の公開に関する傍聴要領

平成18年3月14日決裁

平成29年9月6日決裁

令和2年2月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市上下水道事業建設工事に係る入札の透明性及び公正性を確保するため、奥州市上下水道事業建設工事の入札執行の公開に際する傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象)

第2条 奥州市上下水道事業建設工事の入札執行の公開の対象は、予定価格が130万円を超えるものと見込まれる指名競争入札とする。

(公開の方法)

第3条 公開の方法は、次のとおりとする。

(1) 傍聴人数

傍聴人の定員は、5人とする。

(2) 傍聴の受付方法等

傍聴は、入札執行の当日に奥州市上下水道事業建設工事入札傍聴者受付簿（様式第1号）により先着順で受け付ける。

(3) 傍聴人への注意事項

ア 拍手その他の方法により、入札執行に対して可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等、入札を妨害しないこと。

ウ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

エ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

オ 係員の指示に従うこと。

カ その他入札会場の秩序を乱し、入札の支障となる行為をしないこと。

(4) 傍聴人に対する措置

傍聴人が、注意事項に反した場合は、入札執行者はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させるものとする。

(建設関連業務の取扱い)

第4条 建設関連業務（予定価格が50万円を超えないものを除く。）についても、この要領を適用する。その際は、様式第1号の「建設工事」を「建設関連業務」に読み替える。

附 則

この要領は、平成18年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。